

日本郵政グループの組織の概況等

令和8年（2026）7月
郵政民営化委員会事務局

郵政民営化の基本方針（平成16年9月10日閣議決定）

2 最終的な民営化時点における組織形態の枠組み

（1）機能ごとに株式会社を設立

- ・ 4機能をそれぞれ株式会社として独立させ、窓口ネットワーク会社、郵便事業会社、郵便貯金会社、郵便保険会社とする。

4事業会社を子会社とする純粋持株会社として、グループ経営の一体性の確保

【当初の郵政民営化法】 （平成19年10月～平成24年9月）

政 府

1/3超の保有義務

日本郵政
【特殊会社】

100% 保有義務
ユニバーサルサー
ビス義務(郵便)

完全処分義務
(平成29年9月末まで)

郵便事業会社
【特殊会社】

郵便局会社
【特殊会社】

郵便貯金銀行
【一般会社】

郵便保険会社
【一般会社】

日本郵政

- ・郵便事業会社、郵便局会社の株式の保有
- ・郵便貯金銀行、郵便保険会社の株式の処分
- ・経営のヘッドクォーター、子会社である郵便事業及び郵便局会社の経営管理、業務支援などの機能を担う

【分社化】

- ・郵便・窓口ネットワーク・貯金・保険のそれぞれに特化し、専門性を高め潜在力を十分に発揮させる
- ・市場の中で自立し、効率的な経営が行われることにより良質で多様なサービスが提供され国民の利便性が最大限に向上
- ・リスク遮断のため金融と商業を分離

郵便事業会社

郵便物の収集、運送、配達
荷物の収集、運送、配達

郵便局会社

対顧客業務(郵便商品の販売、
金融商品の販売、非金融商品
の販売、地域住民サービス)

郵便貯金銀行

銀行業務(銀行窓口業務は郵
便局会社へ委託)

郵便保険会社

保険業務(保険募集・窓口業
務は郵便局会社へ委託)

【改正後の郵政民営化法】

(平成24年10月～現在)

政 府

1/3超の保有義務

日本郵政
【特殊会社】

100% 保有義務
ユニバーサル サービス義務(郵便、貯金・保険の窓口業務の基本的サービス)

その全部を処分することを目指し、両社の経営状況、郵政事業に係る基本的な役務の確保の責務への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分(＃)

【特殊会社】
日本郵便会社
(郵便会社+郵便局会社)

【一般会社】
郵便貯金銀行

【一般会社】
郵便保険会社

＃ 現下の郵政事業をめぐる状況に鑑み、当分の間、郵政事業に係る基本的な役務の確保の責務の履行を確保する観点から、1/3超の株式を保有(令和8年改正により追加)

5分社化する等により、国民利用者の利便性の低下や要員配置の非効率等が生じたとの指摘を受け、これを解消するため、平成24年に、当時の民主党、自民党、公明党の協議の結果、郵便事業会社と郵便局会社の合併等を内容とする、郵政民営化法等の改正案が議員立法で提出され、成立。

(利便性低下の具体例:郵便物不着の問い合わせを郵便局にしても、配達には郵便事業会社が行っているため、迅速な対応が困難)

要員配置の非効率の具体例:郵便局に郵便事業会社、郵便局会社それぞれの管理者が配置され、指揮命令系統が複雑化し、人件費も増大)

郵政民営化法の見直しについて(民主党・公明党・自民党 3党合意文書)(平成24年3月)

1 経営形態

現行の5社体制から4社体制に改める。

郵便局(株)と郵便事業(株)を合併(郵便局(株)が存続会社)。商号を「日本郵便株式会社」に変更。

(平成24年郵政民営化法改正のポイント)

1 5社体制を4社体制に

(郵便事業会社と郵便局会社が統合)

2 金融二社の株式完全処分の期限を撤廃

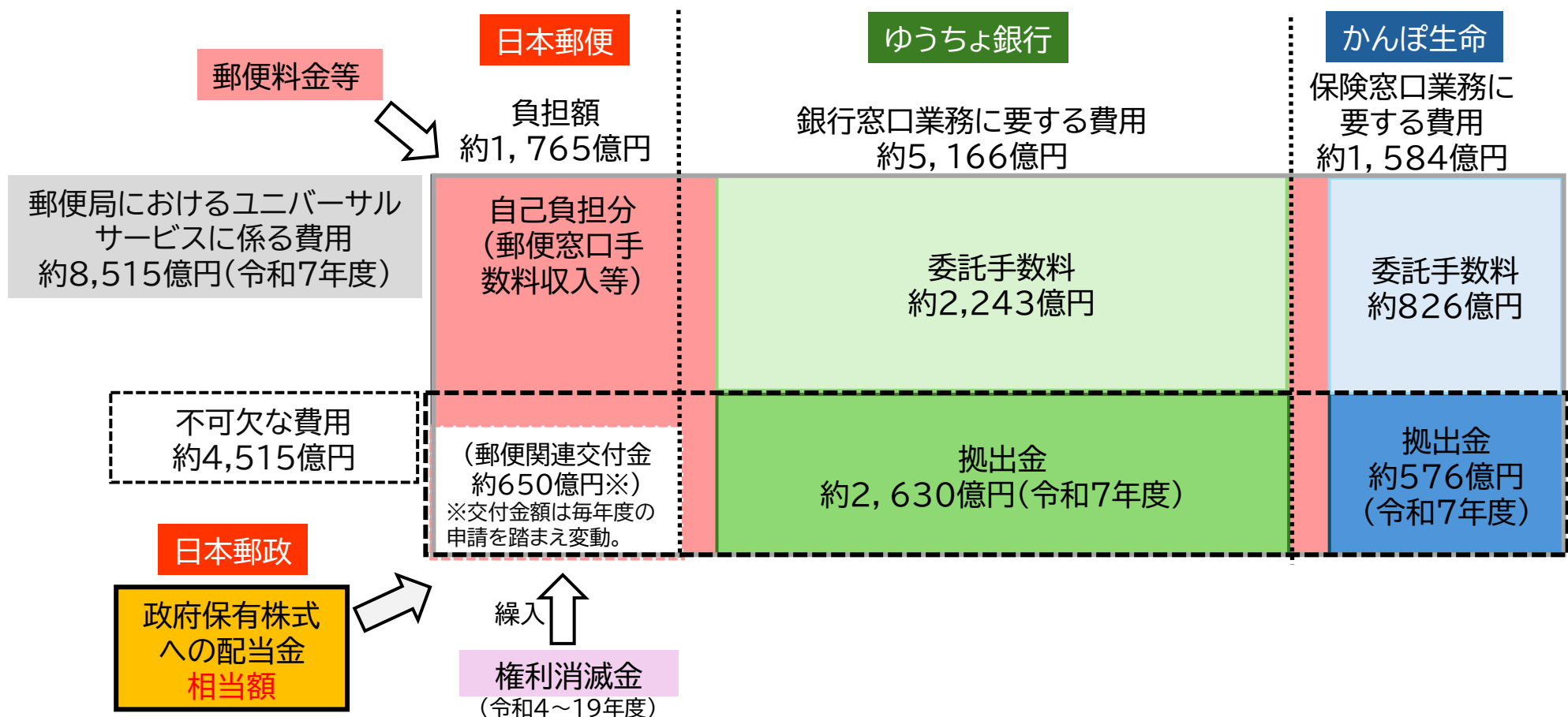
3 ユニバーサルサービスの対象を郵便のみから三事業に拡大

4 郵便事業の新規業務は 認可制から届出制に

5 金融二社の株式1/2以上処分後は、金融二社の新規業務は認可制から届出制に

※かんぽ生命保険はR3.6、ゆうちょ銀行はR7.6に届出制に移行

- 郵便局ネットワークの維持費用については、現在ゆうちょ銀行・かんぽ生命が、金融窓口関連交付金及び委託手数料の形でその大半を支えている状況。
- 日本郵便が自ら負担する郵便窓口業務・基盤的サービス提供業務に関する費用については、その一部に充てるため、令和8年の郵政民営化法等の改正により、政府が保有する日本郵政株式への配当金及び国営時代の定期郵便貯金等に係る権利消滅金を原資とした、郵便窓口等関連交付金が創設された。



※郵便関連交付金は、過疎地における郵便局全局と、非過疎地の一定数の郵便局に係る費用を対象としている。

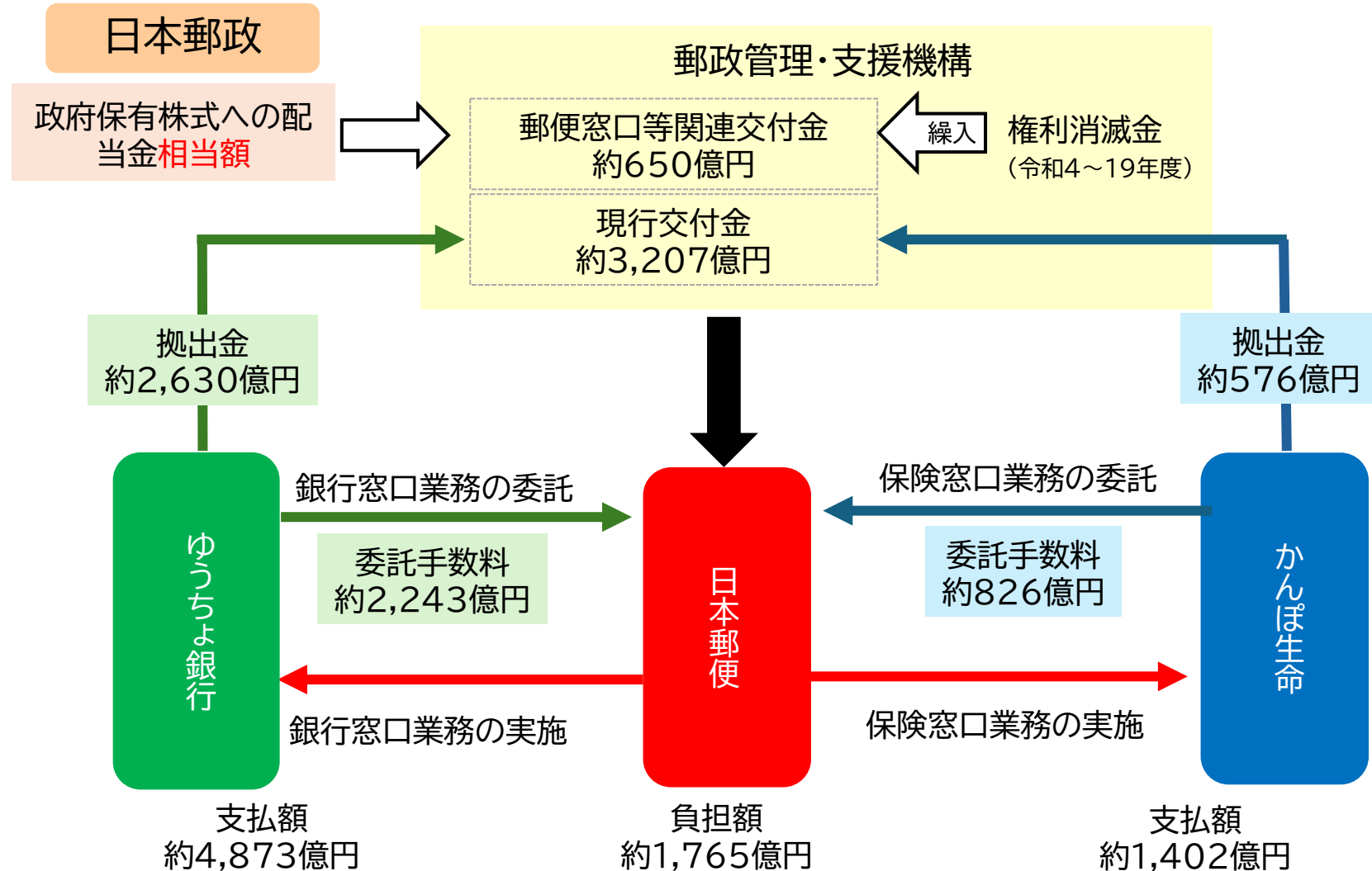
※各社負担額、委託手数料、拠出金、現行交付金は令和7年度の額。郵便窓口等交付金は令和9年度の想定額。なお、四捨五入の関係で計数は合致しない。

※ゆうちょ銀行、かんぽ生命の委託手数料は日本郵便の令和7年度業務区分収支の第二号、第三号業務の営業収益と各社の拠出金を元に算出。

郵便局窓口事業に係る費用

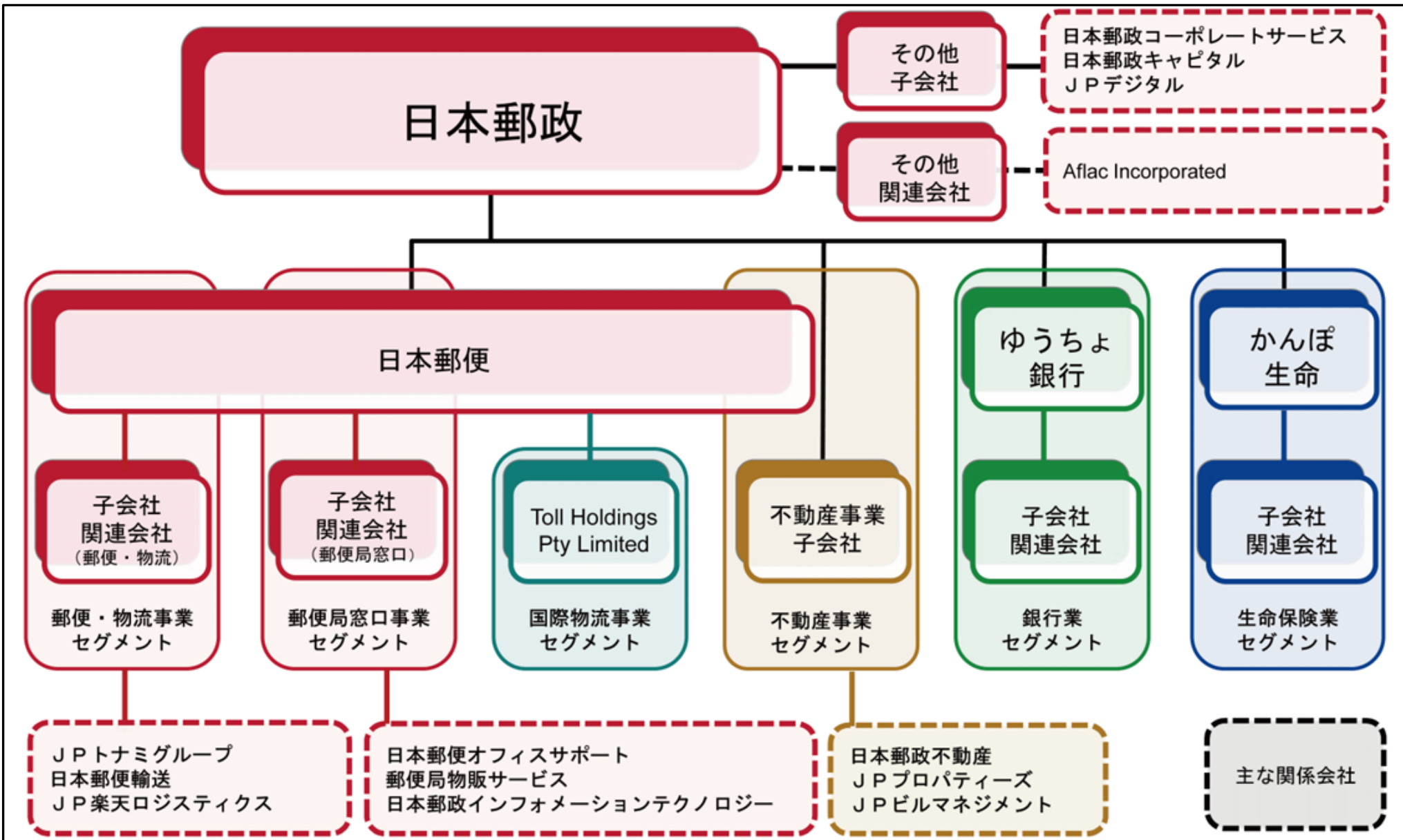
(郵便窓口・貯金窓口・保険窓口はユニバーサルサービスに係る費用に限る)

約8,515億円(R7)



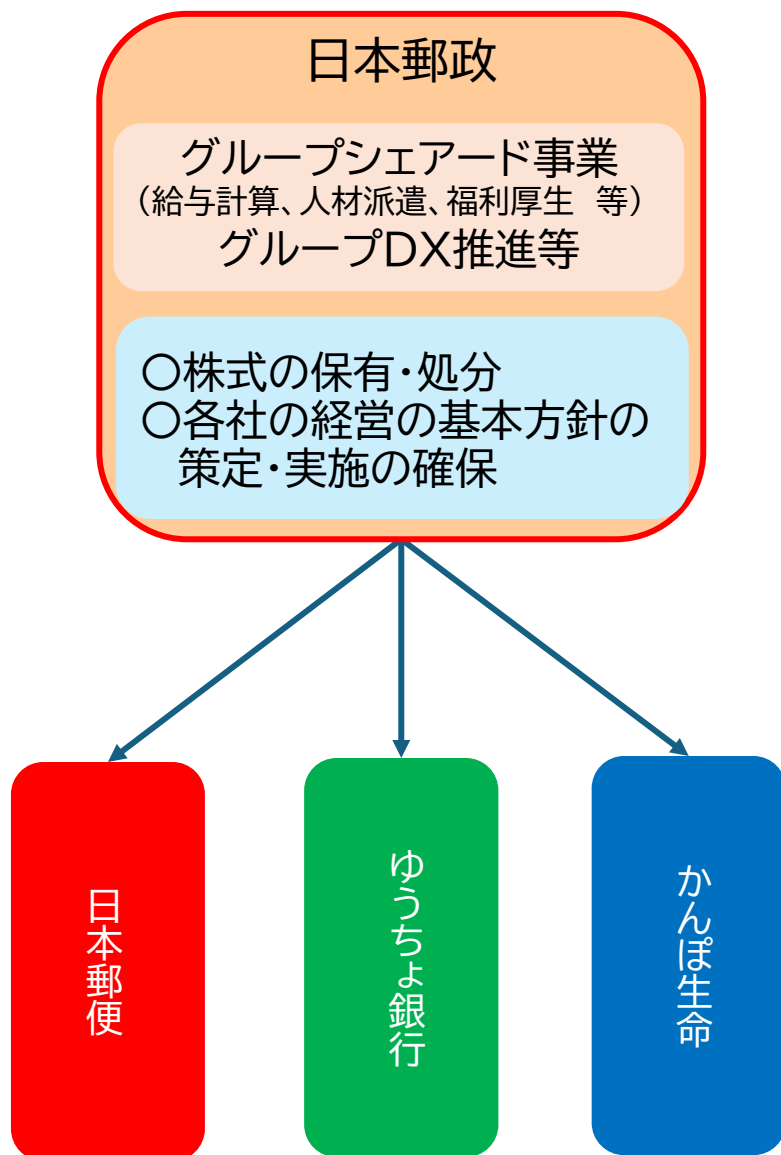
※各社負担額、委託手数料、拠出金、現行交付金は令和7年度の額。郵便窓口等交付金は令和9年度の想定額。なお、四捨五入の関係で計数は合致しない。

※ゆうちょ銀行、かんぽ生命の支払額は日本郵便の令和7年業務区分収支の第二号、第三号の営業収益と各社の拠出金を元に算出。



※事務局注：日本郵政(株)子会社の日本郵政不動産(株)は主にデベロッパー事業を手掛けている。日本郵便(株)は業務に必要な不動産を所有している。

日本郵政株式会社 有価証券報告書（第21期）より抜粋



○グループシェアード事業

日本郵政、日本郵便、ゆうちょ銀行、かんぽ生命の各社が個別に実施するよりもグループ内で1か所に集約した方が効率的な実施が見込まれる間接業務を、日本郵便・ゆうちょ銀行・かんぽ生命から受託して実施

【子会社】日本郵政コーポレートサービス株式会社

- ・日本郵政グループの給与計算、年末調整、住民税、社会保険等の業務を遂行
- ・デジタル化支援（紙書類の電子化処理、RPAシナリオの実行監視・エラーハンドリング・保守等）
- ・人材派遣（日本郵政グループ各社等への人材派遣）
- ・郵政健康管理センター、ヘルスケアソリューション 等

○グループDX推進

日本郵政グループの横断的・一体的なDX施策の推進

【子会社】株式会社JPデジタル

- ・日本郵政グループ各社のDX推進
- ・日本郵政グループ各社からの依頼によるデジタル関連サービス・ソリューションの開発・試験・運用
- ・デジタル人材の育成 等

○投資事業

日本郵政グループの事業アセットを活用した相互の成長と付加価値向上を目的として成長性の高い企業に出資

【子会社】日本郵政キャピタル株式会社

- ・投資業務 等

○不動産事業

グループ保有不動産や外部収益物件を活用したオフィスビル、商業施設、賃貸・分譲住宅、高齢者施設等の開発・運営管理を実施

【子会社】日本郵政不動産株式会社

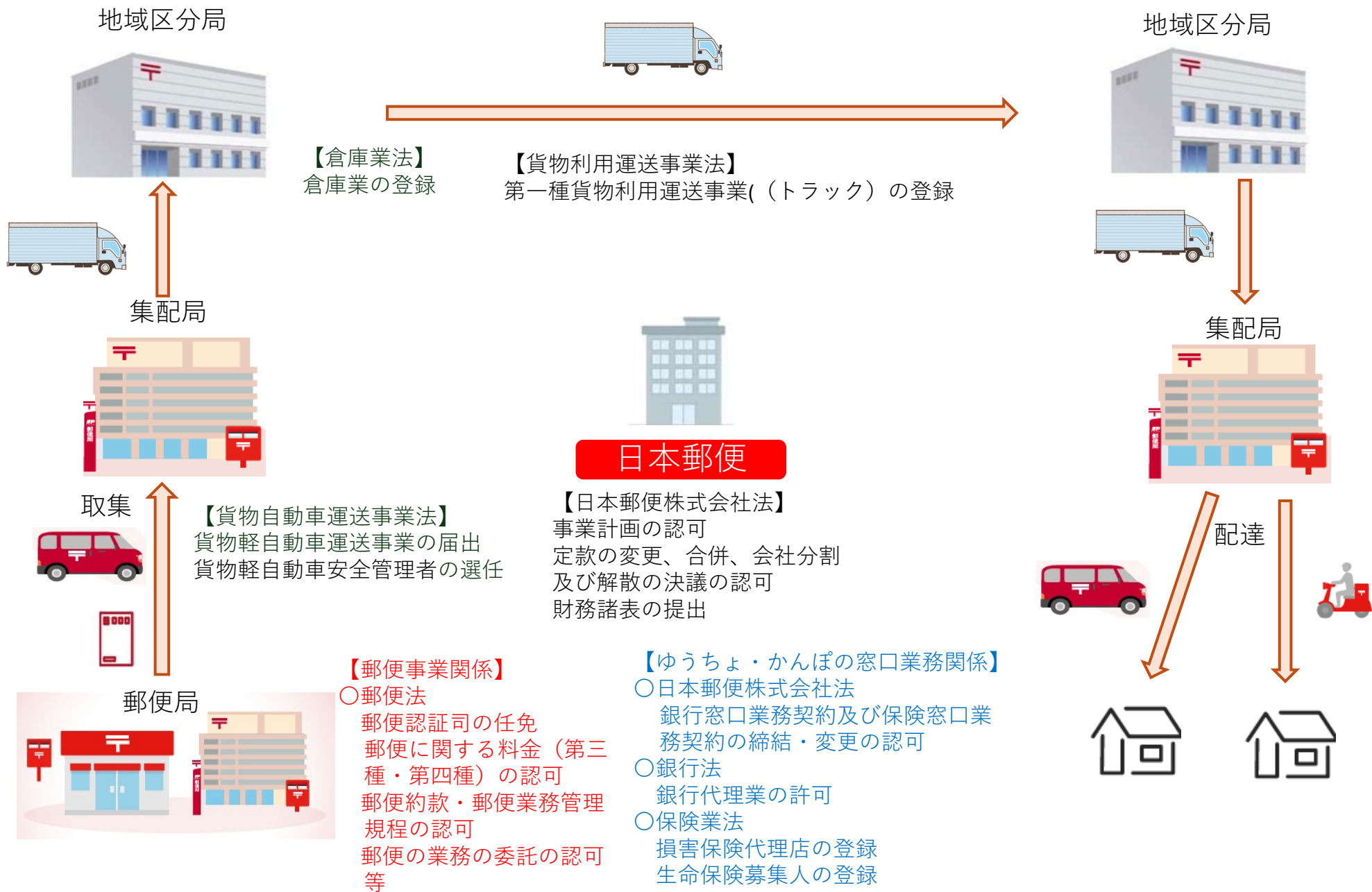
日本郵政・日本郵便は、それぞれ事業を営む上で必要な許認可等を取得している。特に、日本郵便は郵便・物流、不動産、銀行・保険代理業関係で許認可等手続きが求められている。

日本郵政

法令	手続	所管府省
日本郵政株式会社法	・目的達成業務の認可申請、株式の募集・交付の認可申請、事業計画の認可及び変更申請、合併、会社分割及び解散の決議の認可申請 等	総務省
銀行法	・銀行主要株主の認可（ゆうちょ銀行の議決権の20%（一定の場合15%）以上を保有している場合）	金融庁
保険業法	・保険主要株主の認可（かんぽ生命の議決権の20%（一定の場合15%）以上を保有している場合）	金融庁

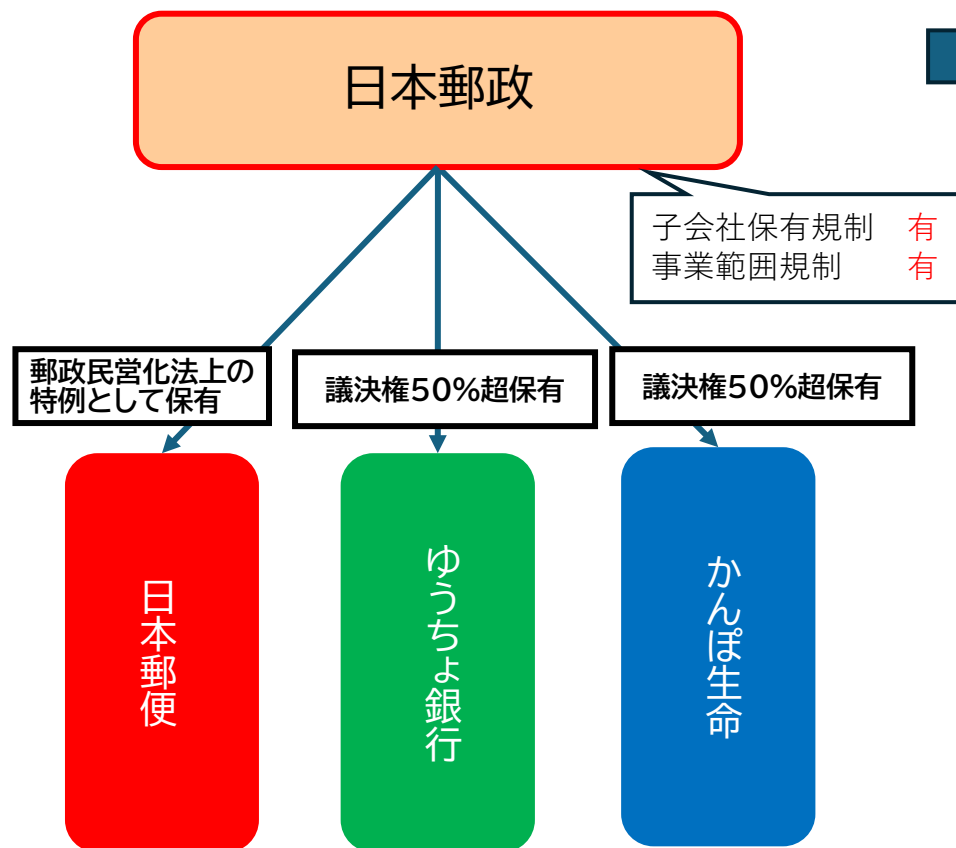
日本郵便

法令	手続	所管府省	法令	手続	所管府省
日本郵便株式会社法	・事業計画の認可申請、定款変更の決議の認可申請 等	総務省	銀行・保険代理業関係		
郵便・物流関係（郵便局窓口業務含む）			日本郵便株式会社法	・銀行窓口業務契約及び保険窓口業務契約の締結・変更の認可	総務省
郵便法	・郵便認証司の任免、郵便に関する料金（第三種・第四種）の認可、郵便約款・郵便業務管理規程の認可、郵便の業務の委託の認可 等	総務省	銀行法	・銀行代理業の許可 等	金融庁
貨物自動車運送事業法	・一般貨物自動車運送事業の許可、運送約款（の変更）の認可 等（令和7年6月25日取消）	国土交通省	金融商品取引法	・金融商品仲介業の登録 等	金融庁
不動産関係			保険業法	・損害保険代理店の登録、生命保険募集人の登録（法人、社員共に） 等	金融庁
宅地建物取引業法	・宅地建物取引業者の免許 等	国土交通省	確定拠出年金法	・確定拠出年金運営管理業の登録 等	金融庁

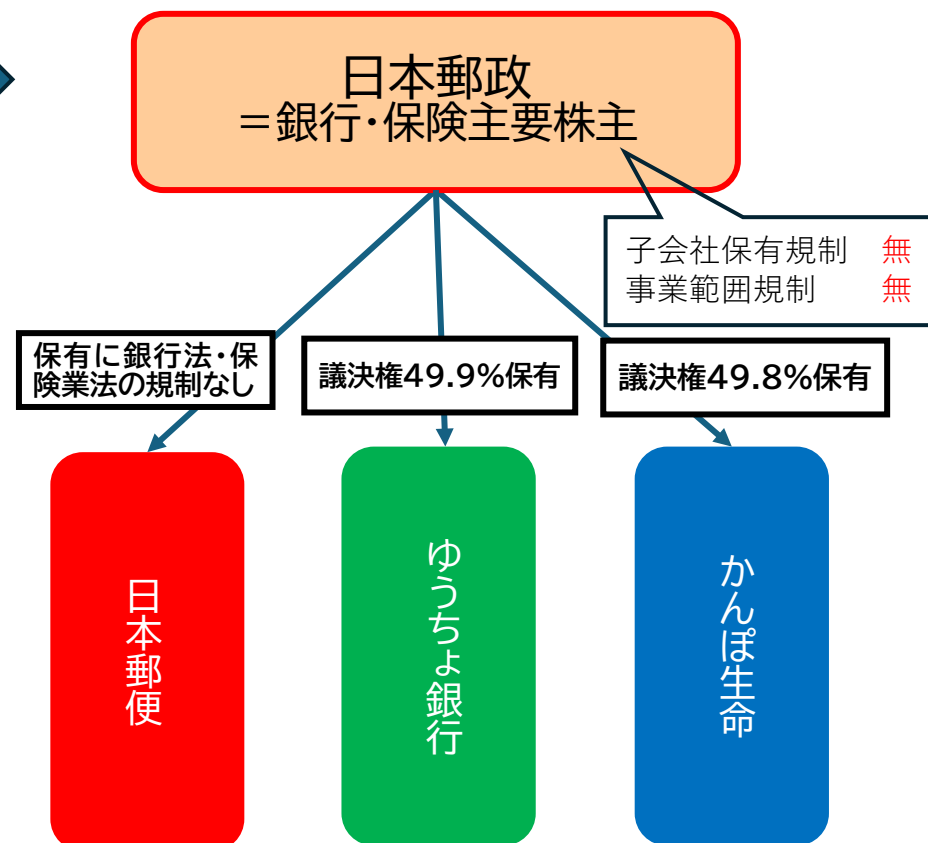


- 銀行・保険会社の議決権を50%超保有する「銀行持株会社」「保険持株会社」は、金融と商業を分離し、事業リスクが金融システムに波及することを防ぐため、銀行法、保険業法により事業会社を原則保有できない「子会社保有規制」、子会社の経営管理等以外の事業を営むことはできない「事業範囲規制」の対象とされている。
- 銀行・保険会社の議決権を20%（役員を派遣する等一定の場合には15%）超、50%以下保有する「銀行主要株主」「保険主要株主」には、これらの規制は適用されない。

【銀行・保険持株会社時代】
（～令和7年6月）



【現在】



日本郵政・日本郵便の業務の効率性

【全国郵便局長会】

- ・（日本郵政と日本郵便の）合併により、組織の合理化・効率化、心理的・組織的壁の解消、意思決定のスピードアップ、管理コスト削減、人材流動性向上といった多大なメリットがあり、ユニバーサルサービスの維持に不可欠。

日本郵政・日本郵便と金融二社の関係

【全国郵便局長会】

- ・日本郵政と日本郵便が早期に合併し、その下にゆうちょ銀行・かんぽ生命を位置付けるべき。「郵便局ネットワークを中心とした一体的経営の確保」、「郵便局ネットワークの維持」、「お客さまの利便性の向上と新サービスの開発」などが実現。

【生命保険協会】

- ・（仮に日本郵政と日本郵便が合併した場合）かんぽ生命（子会社）による日本郵便（親会社）へ教育・管理・指導することになるが、適切な代理店管理と十全な顧客保護が図られることが必要。

参考資料

(参考) 平成17年7月15日 参議院 郵政民営化に関する特別委員会

世耕弘成君 (略) 持ち株会社であるこの日本郵政会社、これは持ち株会社ですね。純粹持ち株会社という位置付けだと思いますが、この会社の役割と
いうのは何なんでしょうか。竹中大臣、お答えください。

国務大臣(竹中平蔵君) 経営形態及び組織を考えるに当たりましては、当初からゼロベースでいろんな議論をさせていただきました。

まず、やはり分社化させるということがどうしても必要だろうという議論をまず最初にいたしました。それは、**やはり金融と商業を分離するとい
うのが、これは銀行業、保険業を分離する等々も含めて、金融法令上の一般的なルールである**と、民営化する以上、その一般的なルールに則してそ
ういう経営状況が他の事業に影響を及ぼさないようにしなければいけない。そして何よりも、**それぞれ特徴の異なる四つの事業を行っているわけ
ですから、専門性を高めていただいて、そして、かつそれぞれに責任を持って経営していただく**ということをしなければいけない、したがって四社分
社ということもその中から一つの結論として出てまいるわけでございます。

さあ、その際に今委員お尋ねの持ち株会社をつくるのかどうかという点についても当然議論をさせていただきました。御承知のように、JRは持
ち株会社を持っておりません。国から直接、東日本、東海、西日本等々が連なっている形になる。そういう形がいいのか、それとも持ち株会社をつ
くる方がいいのか。

結論から申し上げますと、郵政事業が長年にわたって三事業一体で業務を展開してきたという経緯も踏まえまして、円滑な民営化を図る上で、や
はり**経営の一体性を確保**する、郵政民営化のその趣旨を実現するためにも持ち株会社という一つの、あえて言えば本部機能といいますか、**ヘッドク
ォーター機能を持っていただく**のがやはり大変重要ではないかというふうに考えたわけでございます。

したがいまして、その役割は、**グループの一体的経営の確保**でありますとか、**子会社である郵便事業及び郵便局会社の経営管理、業務支援**など、
そうした機能を持ち株会社に担っていただくことになるというふうに考えております。

セグメント	事業	事業内容	関係会社等
その他	グループ シェアード 事業	当社グループ各社が個別に実施するよりもグループ内で1か所に集約した方が効率的な実施が見込まれる間接業務(電気通信役務及び情報処理サービスの提供、人事及び経理に関する業務、福利厚生に関する業務、不動産の管理等に関する業務、人材派遣・紹介等の業務、コールセンターに関する業務、人材育成に関する業務及び健康管理業務など)を、事業子会社等から受託して実施	○ 日本郵政コーポレートサービス(株) ○ ゆうせいチャレンジド(株) ○ 日本郵政キャピタル(株) ・ 同社傘下の連結子会社1社 ○ (株)JPデジタル ○ JPツーウェイコンタクト(株) ○ 日本郵政建築(株) △ Aflac Incorporated
	病院事業	東京通信病院を運営	
	投資事業	日本郵政グループの事業アセットを活用して出資先企業の成長加速とグループが提供するサービスの付加価値向上を目的としてスタートアップ企業に出資	

○：連結子会社
△：持分法適用関連会社

セグメント	事業	事業内容	関係会社等
郵便・ 物流事業	郵便事業	・ 国内郵便・国際郵便（通常・小包・EMS） ・ 郵便物などの企画・作成（印刷）から封入・封かん、発送までをワンストップで請け負うトータルサービスの提供 ・ 国からの委託による印紙の売りさばき、お年玉付郵便葉書の発行等	○ 日本郵便輸送(株) ○ 日本郵便メンテナンス(株) ○ J P ロジスティクスグループ(株) ○ J P トナミグループ(株) 及び同社傘下の連結子会社32社 ○ J P ビズメール(株) ○ (株) J P メディアダイレクト ○ J P 楽天ロジスティクス(株) ○ J P ロジスティクス(株) ○ 東京米油(株) △ J P ライネックス南海パーセル(株) △ J P トナミグループ(株)傘下の関連会社4社
	物流事業	・ 宅配便（ゆうパック等）・メール便（ゆうメール等）の運送業務 ・ 3 PL サービス ・ 国際宅配便サービス	
	その他	・ カタログ等に掲載されている商品の販売又は役務の提供に係る申込みの受付 ・ 商品代金の回収等 ・ 地方公共団体からの委託に基づく空き家調査業務等	

セグメント	事業	事業内容	関係会社等
郵便局窓口業務	郵便・物流事業に係る窓口業務	・郵便物の引受・交付 ・郵便切手類の販売 ・ゆうパック等物流サービスの引受 ・印紙の売りさばき 等	○ (株)郵便局物販サービス ○ J P コミュニケーションズ(株) ○ 日本郵便オフィスサポート(株) ○ J P 損保サービス(株) ○ 日本郵政インフォメーションテクノロジー(株) ○ J P システム開発(株) ○ (株)ゆうゆうギフト ○ J P 東京特選会(株) △ セゾン投信(株) △ (株)ジェイエイフーズおおい △ リンベル(株)
	銀行窓口業務等	ゆうちょ銀行から委託を受け、以下の業務を実施 ・通常貯金、定額貯金、定期貯金、送金・決済サービスの取扱い ・公的年金などの支払い ・国債や投資信託の窓口販売 等	
	保険窓口業務等	かんぽ生命保険から委託を受け、以下の業務を実施 ・生命保険の募集 ・保険金の支払い 等	
	物販事業	・生産地特選品販売 ・年賀状印刷サービス ・フレーム切手販売 ・文房具等の郵便等関連商品の陳列販売 等	
	提携金融サービス	かんぽ生命保険以外の生命保険会社や損害保険会社などから委託を受け、以下の業務を実施 ・変額年金保険、がん保険、引受条件緩和型医療保険、自動車保険、傷害保険等の販売	
	その他	・地方公共団体からの委託を受けて行う戸籍謄本や住民票の写し等の公的証明書の交付事務、ごみ処理券等の販売、バス利用券等の交付事務 ・当せん金付証票(宝くじ)の発売等の事務に係る業務 ・日本放送協会からの委託を受けて行う放送受信契約の締結・変更に関する業務 ・郵便局等の店頭スペース等の活用、窓口ロビーへのパンフレット掲出等の広告業務 ・会員向け生活支援サービス業務(郵便局のみまもりサービス) 等	

セグメント	事業	事業内容	関係会社等
国際物流事業	国際物流事業	Toll Holdings Pty Limited、同社傘下の子会社及び関連会社において、以下の業務を実施 ・アジア太平洋地域に関わる輸出入を中心としたフルラインでの国際貨物輸送 ・アジア太平洋地域における輸送・倉庫管理や資源・政府分野物流等のサービス	○ Toll Holdings Pty Limited 及び同社傘下の連結子会社 178社 △ Toll Holdings Pty Limited 傘下の関連会社 3 社
不動産事業	不動産事業	グループ保有不動産や外部収益物件を活用したオフィスビル、商業施設、賃貸・分譲住宅、高齢者施設等の開発・運営管理を実施	○ 日本郵政不動産(株)※ ○ J P プロパティーズ(株)※ ○ J P ビルマネジメント(株) ※

※ 日本郵政の連結子会社

セグメント	事業	事業内容	関係会社等
国際物流事業	国際物流事業	Toll Holdings Pty Limited(以下「トール社」といいます。)、同社傘下の子会社及び関連会社において、アジア太平洋地域に関わる輸出入を中心としたフルラインでの国際貨物輸送、及び、アジア太平洋地域における輸送・倉庫管理や資源・政府分野物流等のサービスを提供。 ・グローバルフォワーディング部門（アジア太平洋地域に関わる輸出入を中心としたフルラインでの国際貨物輸送サービス等を提供） ・グローバルロジスティクス部門（アジア太平洋地域における輸送・倉庫管理や資源・政府分野物流等のサービスを提供）	○ Toll Holdings Pty Limited ・同社傘下の連結子会社 178社 △ Toll Holdings Pty Limited 傘下の関連会社 3 社
不動産事業	不動産事業	オフィスビル・商業施設・住宅等の開発による賃貸事業及び分譲事業のほか、賃貸用建物の運営管理等を行っております。グループ保有不動産の開発を中心に、用途やエリアごとのマーケットを見極めたグループ外の収益物件の取得も推進	○ 日本郵政不動産株式会社 ○ J P プロパティーズ株式会社 ○ J P ビルマネジメント株式会社

○日本郵政株式会社法（平成17年法律第98号）（抄）

（業務の範囲）

第四条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 日本郵便株式会社が発行する株式の引受け及び保有
- 二 日本郵便株式会社の経営の基本方針の策定及びその実施の確保
- 三 前二号に掲げるもののほか、日本郵便株式会社の株主としての権利の行使
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

2 会社は、前項に規定する業務のほか、総務大臣の認可を受けて、その目的を達成するために必要な業務を行うことができる。

（責務）

第五条 会社は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する。

2 前項の「生命保険」又は「郵便局」とは、それぞれ日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第三項又は第四項に規定する生命保険又は郵便局をいう。

○郵政民営化法（平成17年法律第97号）（抄）

（業務の特例）

第六十一条 日本郵政株式会社は、日本郵政株式会社法第四条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。次号、次条、第百四条第一号、第百十条の二第一項、第百三十四条第一号及び第百三十八条の二第一項において同じ。）の処分
- 二 郵便貯金銀行又は郵便保険会社の株式を処分するまでの間における当該株式の保有及びこれらの株式会社の株主としての権利の行使
- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

○日本郵便株式会社法（平成17年法律第100号）（抄）

（会社の目的）

第一条 日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務並びに郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的とする株式会社とする。

（定義）

第二条 この法律において「郵便窓口業務」とは、簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務をいう。

2 この法律において「銀行窓口業務」とは、会社と次に掲げる事項を含む契約（以下「銀行窓口業務契約」という。）を締結する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（以下「関連銀行」という。）を所属銀行（同条第十六項に規定する所属銀行をいう。）として営む銀行代理業（同条第十四項第一号及び第三号に掲げる行為に係るものであって、会社が第五条の責務を果たすために営むべきものとして総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）をいう。

- 一 会社が第五条の責務を果たすために銀行代理業を営むこと。
- 二 会社が営む銀行代理業の具体的な内容及び方法
- 三 会社の営業所であって、銀行代理業を行うものの名称及び所在地
- 四 その他総務省令で定める事項

3 この法律において「保険窓口業務」とは、会社と次に掲げる事項を含む契約（以下「保険窓口業務契約」という。）を締結する保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第三項に規定する生命保険会社（株式会社に限る。以下「関連保険会社」という。）を所属保険会社等として営む保険募集及び関連保険会社の事務の代行（同法第三条第四項第一号に掲げる保険（第五条において「生命保険」という。）に係るものであって、会社が第五条の責務を果たすために営むべきものとして総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）をいう。

- 一 会社が第五条の責務を果たすために保険募集及び関連保険会社の事務の代行を営むこと。
- 二 会社が営む保険募集及び関連保険会社の事務の代行の具体的な内容及び方法
- 三 会社の営業所であって、保険募集及び関連保険会社の事務の代行を行うものの名称及び所在地
- 四 その他総務省令で定める事項

4 この法律において「郵便局」とは、会社の営業所であって、郵便窓口業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務を行うものをいう。

5 この法律において「銀行代理業」とは、銀行法第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。

6 この法律において「所属保険会社等」又は「保険募集」とは、それぞれ保険業法第二条第二十四項又は第二十六項に規定する所属保険会社等又は保険募集をいう。

（業務の範囲）

第四条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

- 一 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の規定により行う郵便の業務
- 二 銀行窓口業務
- 三 前号に掲げる業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う、銀行窓口業務契約の締結及び当該銀行窓口業務契約に基づいて行う関連銀行に対する権利の行使
- 四 保険窓口業務
- 五 前号に掲げる業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う、保険窓口業務契約の締結及び当該保険窓口業務契約に基づいて行う関連保険会社に対する権利の行使
- 六 国の委託を受けて行う印紙の売りさばき
- 七 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 会社は、前項に規定する業務を営むほか、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むことができる。

- 一 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第一条第一項に規定するお年玉付郵便葉書等及び同法第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等の発行
- 二 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第百二十号）第三条第五項に規定する事務取扱郵便局において行う同条第一項第一号に規定する郵便局取扱事務に係る業務
- 三 前号に掲げるもののほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

3 会社は、前二項に規定する業務のほか、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。

4 会社は、第二項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに前項に規定する業務を営もうとするときは、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

5 第一項の規定は、同項第二号の規定により会社が営む銀行窓口業務以外の銀行代理業又は同項第四号の規定により会社が営む保険窓口業務以外の保険募集若しくは所属保険会社等の事務の代行を第二項又は第三項の規定により会社が営むことを妨げるものではない。

（責務）

第五条 会社は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する。

（郵便局の設置）

第六条 会社は、総務省令で定めるところにより、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない。

2 （略）

（銀行窓口業務契約及び保険窓口業務契約の内容の届出）

第七条 会社は、総務省令で定めるところにより、銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約を締結する前に、その内容を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

○銀行法（昭和56年法律第59号）（抄）

（定義）

第二条

1～8（略）

9 この法律において「主要株主基準値」とは、総株主の議決権の百分の二十（会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実が存在するものとして内閣府令で定める要件に該当する者が当該会社の議決権の保有者である場合にあっては、百分の十五）をいう。

（以下略）

（銀行主要株主に係る認可等）

第五十二条の九 次に掲げる取引若しくは行為により一の銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者又は銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である会社その他の法人の設立をしようとする者（国等並びに第五十二条の十七第一項に規定する持株会社になろうとする会社、同項に規定する者及び銀行を子会社としようとする銀行持株会社を除く。）は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一 当該議決権の保有者になろうとする者による銀行の議決権の取得（担保権の実行による株式の取得その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。）

二 当該議決権の保有者になろうとする者がその主要株主基準値以上の数の議決権を保有している会社による第四条第一項の免許の取得

三 その他政令で定める取引又は行為

2～4（略）

○保険業法（平成7年法律第105号）（抄）
（定義）

第二条

1～12（略）

13 この法律において「主要株主基準値」とは、総株主の議決権の百分の二十（会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実が存在するものとして内閣府令で定める要件に該当する者が当該会社の議決権の保有者である場合にあっては、百分の十五）をいう。
（以下略）

（保険主要株主に係る認可等）

第二百七十一条の十 次に掲げる取引若しくは行為により一の保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者又は保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である会社その他の法人の設立をしようとする者（国等並びに第二百七十一条の十八第一項に規定する持株会社になろうとする会社、同項に規定する者及び保険会社を子会社としようとする保険持株会社を除く。）は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

- 一 当該議決権の保有者になろうとする者による保険会社の議決権の取得（担保権の実行による株式の取得その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。）
- 二 当該議決権の保有者になろうとする者がその主要株主基準値以上の数の議決権を保有している会社による第三条第一項の免許の取得
- 三 その他政令で定める取引又は行為

2～4（略）